

【1998年4月7日】税方式導入の可否について
年金審議会（第18回）

税方式導入の可否について

1. 基礎年金の在り方について

論点	税方式を導入すべきとする立場	税方式を導入すべきでないとする立場
<p>基礎年金としての基本的な役割</p>	<p>高齢者の基礎的消費支出部分を確実に保障するという基礎年金の役割からすれば、年金制度は必要な者に必要に応じた年金給付を行う仕組みであるべきではないか。</p> <p>世帯人員数や保障の必要性に応じた給付水準の分化を図る場合には、給付と負担の関連性は不要なのではないか。</p> <p>税方式の導入により、障害者等の無年金・低年金問題、第3号被保険者問題、学生問題はすべて解決するのではないか。</p>	<p>社会保険方式は、保険料の拠出に応じ・所得・資産等の要件を問わず一律に年金が支給される仕組みである。税方式への転換は、所得制限や資力調査(ミーンズテスト)の導入が不可避であることから、年金を生活保護化するものではないか。</p> <p>拠出と給付の関係が明確で、給付と負担の均衡を確保しやすい社会保険方式の長所が損なわれるのではないか。</p> <p>現役時代は自らの責任と負担で個人生活を支えているのに、老後生活は一律に税金で生活を支える考え方は、自己責任、自由主義の考え方と相容れないのではないか。</p> <p>所得制限や資力調査(ミーンズテスト)の仕組みは、年金が給付されない可能性の高い中・高額所得者に支持されず、制度自体の存立を危うくするのではないか。</p> <p>所得制限・資力調査(ミーンズテスト)の基準は、時々々の政治・経済情勢に応じて変更されるため、年</p>

		金給付について国民の信頼が得られなくなるのではないか。
国民皆年金	社会保険方式では未納・未加入者が発生することは不可避であり、税方式とすれば国民年金の空洞化を解決できるのではないか。	保険集団を拡大するためには、社会保険方式が有利ではないか。 税方式においては所得制限・資力調査(ミーンズテスト)の導入は不可避であるから、国民皆年金は達成できないのではないか。
低所得者に対する所得保障	長期にわたり所得の低い者は免除制度を利用して年金受給の際には国庫負担分の給付しか受けられず、これでは老後の所得保障として最低限の役割も果たしていないのではないか。	社会保険方式をとる以上、保険料拠出者との均衡から免除期間に対し、満額の年金は支給できないのではないか。
所得再分配機能	社会保険方式の年金制度で所得再分配を行うことは適当でなく、所得再分配は税方式で行うべきではないか。	現行の被用者年金制度においては、基礎年金(定額部分)があることで所得再分配が行われているが、税方式が導入されると、定額部分がなくなることにより、被用者年金における所得再分配機能が失われることにならないか。

2. 国家財政上の問題点

論点	税方式を導入すべきとする立場	税方式を導入すべきでないとする立場
財源の安定性	年金と他の用途との競合性があるとしても、目的税を導入すれば安定的な財源が確保できるのではないか。	巨額の税負担に国民の合意を得られるか。 他の用途との競合がある場合には年金財源が確保できないのではないか。 年金目的税を導入した場合には、財政の硬直化をもたらすのではないか。 経済状況が不安定な際には、税

		は定額の国民年金保険料に比して、安定的な財源にならないのではないか。
積立金の保有	公的年金は社会全体で助け合っ て高齢者を支える制度であり、税 財源による賦課方式で運営される べきではないか	予算は単年度主義をとってお り、積立金を持つことは困難と考 えられる。その場合、積立金運用 収益による将来世代の負担の軽減 が図られず、世代間の負担の不公 平の問題があるのではないかと考 えられるのではないか。

3. 年金目的消費税の導入について

論点	税方式を導入すべきとする立場	税方式を導入すべきでないとする立場
世代内の 公平性 (課税範囲 の公平性、 逆進性)	<p>厚生年金保険料は労働所得税と同義であり、賦課対象が限定されすぎていないか。</p> <p>目的消費税であれば、所得捕捉の不公平（いわゆるクロヨン問題）が避けられ、水平的な公平性が確保されるのではないかと考えられるのではないか。</p> <p>消費税は、資産所得等にも結果的に負担を求めることとなり、資産のある者とない者との公平性が図られるのではないかと考えられるのではないか。</p> <p>定額の国民年金保険料に比べ逆進性が緩和されるのではないかと考えられるのではないか。</p>	<p>消費税率の上昇によりいわゆる益税の問題が無視できなくなると考えられるがどうか。</p> <p>税と異なり、保険料は拠出に応じた給付が見込まれることから、必ずしも定額の国民年金保険料が逆進的とは言い切れないのではないかと考えられるのではないか。</p> <p>消費税は逆進的なのではないかと考えられるのではないか。</p>
世代間の 公平性	<p>高齢者にも負担を求めることから、世代間の不公平が是正できるのではないかと考えられるのではないか。</p>	<p>経済的弱者の高齢者や子供にも負担を課すことは問題ではないかと考えられるのではないか。</p>

法人負担	国際競争の激化等経済状況の変化を踏まえると、税方式を導入し、法人の負担を経減させることが必要なのではないか。	法人の負担が減少し、サラリーマンの厚生年金保険料及び税の負担が上昇することは望ましくなく、法人にも年金制度に対して社会的貢献を求めるべきではないか。
財源の安定性	一般財源に比べ財源の安定性が確保できるのではないか。	年金財源として目的税とするだけの受益と負担の関係が見い出せないのではないか。 頻繁に税制改正を行い消費税率を引き上げることについて、国民の理解が得られるかどうか。 少子・高齢化の進展や消費税率の上昇により総需要が抑制されるのではないか。それに伴い 1%あたりの税収の減少と税率の改定という悪循環が生ずるのではないか。
徴収費用	徴収にかかる行政費用を抑えることができるのではないか。	適正な課税をするためには請求書等保存方式(インボイス方式)を導入する必要があり、税務職員の増加等の費用が新たに発生するのではないか。

4. その他

論点	税方式を導入すべきとする立場	税方式を導入すべきでないとする立場
就労意欲等への影響	いわゆる 130 万円の壁がなくなることからパートタイム労働者の就労意欲が高まるのではないか。	年金受給直前に就労・資産を調整するという倫理感の欠如(モラル・ハザード)が生ずる危険性があるのではないか。

移行問題	<p>税方式移行前の期間については 拠出期間に応じた給付、移行後の 期間については居住期間に応じた 給付を行えば問題は生じないので はないか。</p>	<p>税方式を導入する際は、未納・ 未加入者及び免除者に対しても満 額の年金給付を行うことが想定さ れるが、長期間にわたって保険料 を納めてきた者との間で不公平が 生じるのではないか。</p> <p>移行の際、年金給付水準の調整 を行うことは、必要に応じた給付 という税方式の基本的な思想に反 するのではないか。</p>
------	---	--